

御前崎市水道事業指定給水装置工事事業者規程

平成 16 年 4 月 1 日
水道事業管理規程第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、御前崎市水道事業給水条例(平成 16 年御前崎市条例第 148 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定に基づき、指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)について必要な事項を定め、給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「法」とは、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)をいう。

2 この規程において「政令」とは、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)をいう。

3 この規程において「施行規則」とは、水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)をいう。

4 この規程において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために御前崎市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

5 この規程において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事をいう。

6 この規程において「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

(業務処理の原則)

第 3 条 指定給水装置工事事業者は、法、政令、施行規則、条例、御前崎市水道事業給水条例施行規程(平成 16 年御前崎市水道事業管理規程第 3 号)及びこの規程並びにこれらの規定に基づく市長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

(指定給水装置工事事業者の責務)

第 4 条 指定給水装置工事事業者は、御前崎市水道事業の設置等に関する条例(平成 16 年御前崎市条例第 146 号)第 2 条第 2 項に定めた給水区域(以下「給水区域」という。)において、条例第 2 条第 3 号に定める給水装置工事を適正に施行するため、次に掲げる各号について適切かつ誠実にその職務を行わなければならない。

(1) 給水装置工事ごとに、第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから当該工事に関して第 17 条各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道量水器までの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ水道事業管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに第 1 号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保存すること。

- ア 施主の氏名又は名称
- イ 施行の場所
- ウ 施行完了年月日
- エ 給水装置工事主任技術者の氏名
- オ しゅん工図
- カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- キ 第 17 条第 3 号の確認の方法及びその結果

(給水装置工事の設計審査)

第 5 条 条例第 10 条第 2 項の規定に基づく給水装置工事の設計審査を受けようとする者は、給水工事承認申請書(様式第 1 号)に、当該給水装置工事に使用する給水管及び給水用具についてその構造及び材質の確認をするに足りる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の設計審査において、条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、使用する給水管及び給水用具の構造及び材質を指定し、又は工法、工期その他工事上の条件を指示することができる。

(給水装置工事のしゅん工検査)

第 6 条 前条第 1 項の申請に基づく給水装置工事を施行した者は、当該給水装置工事が完了したときは、直ちに第 4 条第 6 号に規定する記録を作成し、その完了の日から 2 週間以内に給水工事完了届(様式第 2 号)を市長に提出し工事検査を受けなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、前項の検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて市長の検査を受けなければならない。

3 市長は、工事検査の必要がないと認めたときはこれを行わない。

(指定給水装置工事事業者の指定の申請)

第 7 条 給水装置工事事業者は、給水区域内において給水装置工事を施行しようとするときは、あらかじめ指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第 3 号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 機械器具調書(別紙)

(2) 次のいずれにも該当しない者であることの誓約書(様式第 4 号)

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

ウ 指定給水装置工事事業者の指定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者

エ 給水装置工事に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

(3) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

(指定の基準及び指定の公示)

第 8 条 市長は前条の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めたときはその者を指定工事事業者に指定する。

(1) 事業所ごとに、法第 25 条の 5 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣から給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 前条第 2 号に該当する者であること。

2 市長は、次の各号に該当するときは、指定又は変更の日、氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては代表者の氏名を公示する。

(1) 第 7 条の規定により指定給水装置工事業者を指定したとき。

(2) 第 13 条の規定により、指定給水装置工事業者から給水装置工事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。

(3) 第 16 条第 1 項の規定により指定給水装置工事業者の指定を取り消したとき。

(4) 第 16 条第 2 項の規定により指定給水装置工事業者の指定を停止したとき。

(給水装置工事主任技術者の選任)

第 9 条 前条の指定を受けた者はその指定の日から 14 日以内に主任技術者を選任し、又はその選任した主任技術者を解任したときは、遅滞なく給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第 5 号)により、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 14 日以内に新たに主任技術者を選任し、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 前 2 項の選任は 1 つの事業所の主任技術者が、同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、当該 2 つ以上の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないと市長が認めたときは、この限りではない。

(指定の期間)

第 10 条 第 8 条第 1 項の指定は、その指定の取消しを受けない限り効力を失うことはない。

(指定の承継)

第 11 条 第 8 条第 1 項の指定は、いかなる場合であってもこれを承継できない。

(変更等の届出)

第 12 条 指定給水装置工事業者は、次の各号に掲げる事項に変更のあったときは、当該変更のあった日から 30 日以内に、指定給水装置工事業者指定事項変更届出書(様式第 6 号)に、その変更の内容を証する書類及び第 7 条に準じた書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 法人にあっては、役員の氏名

(4) 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

(給水装置工事業の廃止等の届出)

第 13 条 指定給水装置工事業者は、給水装置工事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から 30 日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から 10 日以内に、それぞれ指定給水装置工事業廃止、休止、再開届出書(様式第 7 号)により、その旨を市長に届け出なければならない。

(主任技術者の立会い)

第 14 条 市長は、条例第 10 条第 2 項に規定する工事検査を行うときは、当該給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第 15 条 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指定の取消し)

第 16 条 市長は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 8 条第 1 項の指定を取り消すことができる。

- (1) 第 4 条各号に規定する職務を適正に行うことができないと認められるとき。
- (2) 不正の手段により第 8 条第 1 項の指定を受けたとき。
- (3) 第 8 条第 1 項各号の規定に適合しなくなったとき。
- (4) 第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反したとき。
- (5) 第 12 条及び第 13 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (6) 第 14 条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第 15 条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

2 市長は前項各号に該当する場合であっても、情状酌量により指定の取消しを留保することができる。ただし、当該留保をしたときは、当該指定給水装置工事事業者に対して指定給水装置工事事業者としての業務の一部又は全部を 6 月を超えない範囲で定める期間、停止するよう指導し、その指導に従わないときは直ちに指定を取り消すものとする。

3 市長は、前 2 項の規定により指定を取り消したときは、第 8 条第 2 項の規定を準用しこれを公示する。

(給水装置工事主任技術者の職務)

第 17 条 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が、法第 16 条の規定に基づく給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 14 号)で定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、市長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道量水器までの工事を施行する場合において、工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(指定給水装置工事事業者証の交付)

第 18 条 市長は、第 8 条第 1 項の指定を行ったときは、指定給水装置工事事業者に御前崎市水道事業指定給水装置工事事業者証(様式第 8 号。以下「事業者証」という。)を交付する。

2 指定給水装置工事事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第 16 条第 1 項の指定の取消しを受けたときは、事業者証を市長に返納するものとする。

3 指定給水装置工事事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第 16 条第 2 項の指定の停止を受けたときは、事業者証を市長に提出するものとする。

4 指定給水装置工事事業者は、事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(その他)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の浜岡町水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年浜岡町規程第 4 号)又は御前崎町指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年御前崎町規程第 2 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。